

《予算決算委員会 厚生消防分科会（平成 30 年 3 月 13 日）》

〈要旨〉

- ・ 高齢者や障がい者を含む、救急医療政策について
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点設置と学習支援教室について
- ・ 高齢者などの見守り活動について
- ・ 長期入院精神障がい者の地域移行について
- ・ 民泊新法について

〈会議録〉

#### ◆林政行

無所属の林政行と申します。

高齢者、障害者を含む医療体制の論点に関連し、救急医療政策について、現在の奈良市の対応を確認させていただきます。

まず、平成 29 年度から開始された公的私的医療機関救急患者受入事業補助金制度の概要について、樋口委員の返答と重なりますが、改めて医療政策課長教えてください。

◎杉本宜弘医療政策課長

林委員の質問にお答えさせていただきます。

本補助金制度は、本市における医療機関の救急患者の受け入れを促進し、救急医療体制の強化を図る目的で平成 29 年度から開始いたしました。

市内の公立を除く公的病院及び私的二次救急病院に対し、消防局の救急車により搬送された傷病者のうち、中等症、いわゆる入院加療を要する程度以上の者を評価し、単価を乗じて予算の範囲内で補助を行っております。財源の一部に国の特別交付税制度を活用し、効果的な運用を図っております。

なお、平成 30 年度も平成 29 年度と同額で予算計上しております。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

平成 26 年時点の救急業務を取り巻く現状は、救急出場件数、搬送人員ともに過去最多を更新し、傷病程度別搬送人員の過去からの推移は、軽傷は約半数のまま横ばい、中等症は増

加し、重症は減少の傾向にあり、年齢区分別搬送人員の過去からの推移は、高齢者の搬送人員が年々増加している状況でありました。

高齢者の搬送人員については、高齢化の進展などによるものと考えられています。また、救急自動車の現場到着所要時間や病院収容所要時間も前年と比較して 0.1 分延伸している状況でもありました。そして、受け入れ照会回数や現場滞在時間は、首都圏や近畿圏などが多く、また、高い状況にあり、奈良県においては全国最低となっています。

奈良市だけで見ると、全国平均よりは高い状況で、決して見逃してはいけない状況でもありました。ただ、受け入れ照会回数や現場滞在時間の割合は、各都道府県において減少傾向になっております。

この減少傾向の要因は、ICTの活用やシステムの強化、受け入れ医療機関側の体制強化などとされています。これらの救急業務を取り巻く現状の一つの解決策として、奈良市では平成 29 年度から予算の範囲内で中等症以上を受け入れた病院を対象に 1 件当たり 1 万 3000 円を補助することになりました。

ただし、この補助だけで解決するとは考えておらず、市民からの救急要請に対し、急性期医療機関への早期受け入れ体制の確立などを目的とした協議の場が必要であると考えられています。

そこで、平成 30 年度主な事業の要求・査定状況に載っている救急医療体制連絡協議会について、医療政策課長教えてください。

◎杉本宜弘医療政策課長

お答えします。

救急医療体制連絡協議会につきましては、1 問目で答弁いたしました公的私的医療機関救急患者受入補助金制度を踏まえ、本市が抱える救急医療における課題を共有し、今後解決していくための継続的な運営協議会を設置しようとするため、予算要求を行いました。

市内の公的及び私的病院、さらに公立病院、医師会や消防局など関係機関で構成され、救急搬送件数の約 8% を占める救急車による転院搬送や、搬送困難事例などに対応した救急医療体制の構築を議題とし、協議してまいりたいと考えております。

予算につきましては、先進地視察やシステム構築のための費用を見積もりましたが、内容、財源等でより精査が必要と判断し、予算措置に至らなかったものです。

以上です。

◆林政行

ありがとうございます。

今回は予算措置には至りませんでした。先ほど言った目的を解決していく場として救

急医療を協議する機関は早期に設置する必要があると感じます。

そこで、救急医療体制連絡協議会の今後の対応について、医療政策課長教えてください。

◎杉本宜弘医療政策課長

お答えします。

財源として申請していた研究助成につきましては、3月5日付で採択が見送られたとの通知がありました。大学病院を初め学術研究機関が多く見られました。単に救急医療を協議する機関を設置する目的だけでなく、より具体的に救急医療に係る数値面等の課題を精査し、あらかじめ解決に向けた道筋を関係者と詳細に議論しておく必要があると認識しております。

公的私的医療機関救急患者受入事業補助金の成果を来年度、評価・検証した上で、救急医療における具体的な課題に対し、消防局や医師会等関係機関と引き続き連携を強化し、さらには学術機関の知見も探りながら、体制のあり方について検討を深めてまいります。

以上です。

◆林政行

ありがとうございます。

医療政策課として、救急医療を協議する機関を設置するだけでなく、しっかりと分析を行って、それを現場に生かす体制をお願いします。

国は、搬送時間が延伸する事案について、搬送時間が非常に長くなるのは精神疾患患者、酩酊者、独居高齢者などの対応であり、救急活動現場で苦慮していることが明確となり、また、多くの場合、福祉的な対応が必要であり、消防だけで解決することが難しいため、地域包括ケアを担う関係機関との連携が不可欠としています。そのためにも救急医療を協議する機関を設置し、そこで課題の解決をしていきなさいとしています。

また、協議会のある八王子市では、奈良市にもある救急医療情報キット用紙を協議会で話し合い、そこでの内容などを活用した結果、高齢者施設の試行段階では、現着から現発が27秒、病着から医師引き継ぎが2分38秒短縮の効果があったと報告しています。

前回の厚生消防委員会で、障害者の方の医療体制の整備について福祉部長に伺いました。最終的な答えは、今後も部局を超え、関係課や医療機関とも連携を図り、継続的に検討してまいりますとの返答でした。その検討で出た声をどのように実現していくのか、福祉部局にもこの協議会に入っていただきたい。また、高齢者、障害者の救急の現状がどうなっているのか実態を把握し、こうした協議会の論点として提言していただきたい。本当に必要な市民のための救急医療体制を構築していただけるようよろしくお願いします。

続きまして、予算要求されている新規事業の子ども家庭総合支援拠点設置について、子育て

て相談課長に伺います。

子ども家庭総合支援拠点が設置されても、子育て相談課または子ども未来部だけでは支援を一体的に行うことはできません。

そこで、今後の連携体制について、子育て相談課長教えてください。

#### ◎野儀あけみ子育て相談課長

林委員の御質問にお答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点は、困難を抱える子供やその家族及び妊産婦に対し、実情の把握、情報提供、相談、指導、関係機関との連携調整などの支援を一体的に提供することとされており、そのため、福祉や保健、医療、教育などの関係機関と緊密に連携し、切れ目のない継続的な支援を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援拠点などの既存の制度とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

先ほど課長が言われたように、福祉部、健康医療部、教育委員会など、この場所におられる課の方々にも該当する課があります。緊密に連携していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、予算要求されている新規事業の学習支援教室に絡んで、学習支援教室など子供の貧困対策の関連事業に対象者を確実につなぐことは重要であります。

そこで、対象者をつなぐためにどのような予定をされているのか、子育て相談課長教えてください。

#### ◎野儀あけみ子育て相談課長

委員の御質問にお答えいたします。

昨年度、当課が実施いたしました子どもの生活に関するアンケート調査の結果から、相対的貧困層の保護者が日ごろの生活費や子供の学力、しつけなどに悩んでいるにもかかわらず、どのような社会的サービスがあるのか知らない、もしくは相談する相手がいないなどの課題を抱えていることがわかりました。

そのため、保護者が容易に必要なサービス情報を入手することができ、それらの支援が受けられるよう、子供の貧困対策推進のため連携しております市内の教育、福祉、子供にかかわる関係課とともにリーフレットの配布や相談窓口の充実、関係課との情報共有など支援

の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

対象者に支援をつなぐということは、現場が懸命に動いても、さまざまな課題や壁もあり、簡単につながるものではないことは重々承知しております。多くの施策の選択肢を講じることで、ようやく対象者につながることもあります。

予算が通れば、子ども家庭総合支援拠点も多くの施策の選択肢の一つになります。ただし、こちら支援をつなぐ根底には、関係課との情報共有が欠かせませんので、関係課の方々はよろしく願います。

続きまして、長期入院精神障害者の地域移行について伺います。

厚生労働省は、2018年度の障害福祉サービスの報酬改定の概要を公表し、精神科病院に入院する障害者が地域のグループホームなどで生活できるよう手厚く支援をして、精神障害者の病院から地域への移行をより一層進めていく方針を打ち出しています。

奈良市も精神障害者の地域移行を一步一步前に取り組んでおられますが、地域移行への体制がまだ十分と言える状況ではありません。地域移行への体制については、病院から押し出す力の精神保健福祉士など病院関係者と、地域へ引っ張る力の計画相談支援をする指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と、地域移行支援をする指定一般相談支援事業所の地域移行支援担当者の3者が、それぞれ地域移行について理解し、緊密に連携できる体制が重要であります。

そこで、最初に保健予防課長に伺います。

地域移行に関する主治医、病棟の看護師、作業療法士、薬剤師、管理栄養士、臨床心理技術者、精神保健福祉士の病院関係者の理解度、また、これまでの経緯とそれによる取り組み、そして今の課題を教えてください。

#### ◎奥村久美保健予防課長

林委員の御質問にお答えさせていただきます。

平成24年度に障害者総合支援法による地域相談支援として、地域移行支援と地域定着支援が始まりましたが、これらの支援が十分活用されていない現状が見られたため、当課では平成26年度より市内精神科病院において、事例検討会や研修会など、長期入院患者の地域移行を推進するための取り組みを実施してまいりました。

また、平成28年度に病院関係者を対象に、地域移行に関する意識調査を実施した結果、地域移行、地域定着支援の認知度に職種間格差があること、病状が安定した退院可能な長期

入院患者がいるにもかかわらず、家族や地域の理解不足、住居や入所施設の確保が困難、地域移行、地域定着の相談支援事業所の不足などの理由により、退院が阻まれていることが示唆されました。

そこで、平成29年度、市内精神科病院の職員が地域移行の意義を理解し、長期入院患者が退院して地域で暮らしたいという意欲を引き出し、これらの支援を活用して退院できるよう、成功事例から学ぶ事例検討会や研修会等を6回開催いたしました。その結果、支援を活用したいという入院患者は少しずつふえているものの、長期入院患者の著しい減少には至っておりません。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

次に、地域の受け皿を整える上で重要であり、地域移行を一番理解していなければならない、計画相談支援をする指定特定相談支援事業所の相談支援専門員、地域移行支援をする指定一般相談支援事業所の地域移行支援担当者の地域移行についての理解度の現状と今後の取り組みを、障がい福祉課長教えてください。

#### ◎加藤啓代障がい福祉課長

林委員の御質問にお答えいたします。

精神科病棟に入院している人で、退院して地域での生活に移行したい人を対象に、平成24年度から障害者総合支援法に基づく地域相談支援として、地域移行支援と地域定着支援が始まりました。

地域移行支援は、退院後の住まいの確保や病院から地域での生活に移行するために必要な準備や手続に同行したり、相談を受けたりする支援です。まずは6カ月間利用でき、必要に応じて更新できるサービスとなっております。

次に、退院して地域での生活が始まりますと、地域定着支援というサービスが受けられます。このサービスは、退院後の地域での生活が継続できるように、障害者との常時の連絡体制を確保し、障害特性から生じた緊急の事態などの相談や必要な支援を行うもので、まずは1年間利用でき、必要に応じて更新できるサービスとなっております。

これらのサービスは、計画相談支援を担う指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や、地域移行、地域定着を進める指定一般相談支援事業所の地域移行支援従事者が行いますが、指定を受けた事業所全てがサービスを十分に理解し、利用者を受け入れるという現状にはまだ至っておりません。

そのため本市では、医療、福祉、保健、行政などの関係者で構成されます奈良市地域自立

支援協議会の地域生活支援部会で、今年度、地域移行支援、地域定着支援を周知するためのチラシやハンドブックの作成を行いました。今後、入院している精神障害者やその御家族、病院関係者、支援を進める核となります相談支援事業所などに配布し、活用してもらうことで、これらのサービスに対する理解を深めてもらい、新たな支援者をふやしていくよう努めてまいります。

また、あす3月14日には、市内の相談支援事業所を対象に地域移行、地域定着支援についての普及啓発促進を目的に研修会を開催する予定をしております。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

地域に受け皿を求めている声はあります。そのためにも、相談支援専門員や地域移行支援従事者がサービスの必要性をさらに認識し、新たな受け皿となる支援者をふやしていくことが重要です。チラシやハンドブックで地域移行について深く理解していただき、早急に3者が緊密に連携できる体制を整えてください。

また、一般に同じ課題や環境を体験する人が、その体験からくる感情を共有するピアサポーターも重要でありますので、まず調査研究をお願いします。そして、何より行政が率先して動かなければ課題が解決できない場面が存在すると感じていますので、そのときはしっかりした対応をお願いします。

続きまして、地域福祉課長に伺います。

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えると、地域福祉を支える担い手がさらに不足していくものと考えられます。

まず、奈良市において、地域における高齢者の見守り活動は、民生委員が中心に行っておられると聞いておりますが、民生委員の見守り対象者はどのような方々であるのか教えてください。

#### ◎吉村恭宣地域福祉課長

林委員の御質問にお答えいたします。

民生委員は、身近な地域における福祉に関する相談者として位置づけられております。地域の担当区域における70歳以上のひとり暮らし世帯のほか、支援が必要な方を対象として、定期的な訪問を行っており、その世帯の課題について相談を受け付けています。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

高齢者の見守り活動については理解させていただきました。

では、それを踏まえてお尋ねいたします。

地域には高齢者に加えてさまざまな住民世帯が生活されています。例えば、高齢者と同居で引きこもっている人、さらに障害者などについては、民生委員とのかかわりが薄いと聞き及んでおります。また、市民の抱える課題は複雑化あるいは多様化しており、民生委員の負担は増大の一方であるとも聞き及んでおります。

そこで、高齢者などの見守り活動を民生委員のみに任せるのではなく、地域の各種団体との連携はもちろん、地域福祉を支える新たな担い手、いわゆる地域資源の発掘と活用を図る取り組みを行うべきと考えます。この取り組みを行うことで、民生委員の負担を軽減できる上、より広範な対象者への見守りが可能と考えます。

例えば、地域にお住まいの方が、通勤、散歩、買い物などで新聞や郵便物がたまっている、あるいは洗濯物が何日間も干しっぱなしになっているなどの気になる世帯情報の共有や、支援を必要とする方に対する地域ぐるみの見守り活動がそれに当たると考えますが、地域福祉課長、どうお考えか教えてください。

#### ◎吉村恭宣地域福祉課長

お答えいたします。

委員がお述べのとおり、超高齢化社会に向けた今後の対策などさまざまな課題の解決については、行政だけでは対応が困難となってまいります。

したがって、市が昨年作成しました市民協働の計画であります第3次地域福祉計画に基づき、地域住民や地域で活動されている各種団体などが連携、協働して解決を図る共助の施策の展開が必要と考えています。

具体的な取り組みとして、地域における緩やかな見守り活動を支援する事業であります安心生活創造推進事業を継続して実施すべく、平成30年度も予算計上を行っております。この事業は、ひとり暮らし高齢者のみならず、地域においてさまざまな課題を抱える世帯を見守り、支援する仕組みを各種団体や地域にお住まいの住民の方々と一緒に考え、連携し、構築していこうとするものです。この取り組みを奈良市社会福祉協議会と協働し、西部圏域でモデル事業を実施しております。

今後は市内連携を強化し、地域包括ケアシステムの取り組みをさらに進めることで、地域での見守り体制の整備に努めてまいりたいと思います。

以上です。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

近年、民生委員の欠員は増加しています。これには短期間での委員退任と、新たななり手不足の両方が関係していると思われます。地域的な背景もありますが、民生委員は大変というイメージが先行しているのと、実際に急速に進む社会や一家庭の変化の中で、地域住民が抱える生活課題は極めて多様化、複雑化しています。既に近年、民生委員の活動は社会福祉分野のみならず、教育、消費者保護、災害対策などさまざまな分野までその範囲が急速に広がり、負担感も増大してきています。

これからの地域福祉においては、子供、高齢者、障害者など全ての人々が地域で暮らし、生きがいをともにつくり、高め、支え合いによる地域づくりが重要になります。今後は住民自身が地域を支えていくとした意識の醸成も当然必要となりますが、行政はそのための環境整備や仕組みづくり、働きかけに積極的役割を果たすことが期待されていると考えますので、よろしく願います。

続きまして、12月26日、国土交通省、厚生労働省は、住宅宿泊事業法の詳細な指針である住宅宿泊事業法施行要領を策定しました。今回は、このガイドラインに沿って、生活衛生課長に質問させていただきます。

今回のガイドラインにおいては、住宅宿泊事業法第1条に書かれている国民生活の安定向上ばかりに目を向けた条例案が乱発することに警鐘を鳴らすとともに、同じく住宅宿泊事業法第1条に書かれている国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して、これらの者の来訪及び滞在を促進することによる国民経済の発展というもう一つの法の目的を忘れず、個別具体的に制限の必要性と合理性を検証する義務と責任が自治体にはあるとなっています。

そこで、まず国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応するためには、ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊などのこれまでの需要と今後の需要予測は必要と考えます。それらの需要と来訪及び滞在を促進することによる国民経済の発展をどのように鑑み、条例を提案したのか、生活衛生課長教えてください。

◎阪口佳弘生活衛生課長

林委員の御質問にお答えいたします。

ホテル、旅館、簡易宿所、民泊の需要につきましては、実態把握が非常に困難であり、把握できていない状況ですが、一方で、観光入り込み客数の推移を見ますと、平成25年中の宿泊数141万6000人、平成28年中では158万2000人、そのうち、外国人宿泊数はそれぞれ7万5000人から25万2000人と増加しております。

さらに、民泊に近いものと考えられる簡易宿所の施設数の推移を見ますと、平成25年度末から平成27年度末では42件から43件とほぼ横ばい状態ですが、民泊がクローズアップされ出した最近、平成28年度末では56件と13件の増、本年2月末では78件と大きく増

加をしております。

また、民泊の利用が多いと考えられる訪日外国人旅行者数について、国は2020年には平成27年の約2倍の4000万人、2030年には6000万人を目標値として設定しており、これらの状況から見て、奈良市においても増加が見込まれると考えております。

今回の条例案につきましては、こういった状況も踏まえ、適切な管理運営が期待できる一定の要件を満たす事業者につきましては、制限の適用除外として事業者にも配慮したものでございます。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

ガイドラインでは、区域や期間についても条例による制限の必要性と合理性について各地域、区域ごとに住宅宿泊事業に伴う騒音などが、当該地域、区域の生活環境にもたらす影響などについて、きめ細やかに検討を行うなど、十分な検証がなされるべきことを強調しておりますが、区域や期間についてどのような検証を行ったのか、生活衛生課長教えてください。

#### ◎阪口佳弘生活衛生課長

制限を行おうとする住居専用地域につきましては、静穏な住環境の確保が求められている地域であり、苦情も発生していること、歴史的風土特別保存地区につきましては、歴史的風土の保存を直接の目的としていますが、結果として静ひつな生活環境が保たれていること、また、奈良町都市景観形成地区につきましては、観光客でにぎわう観光地ではありますが、旧来からの住宅地であり、住宅宿泊事業に起因する騒音等による生活環境への悪影響が大きいと考えられ、また、宿泊施設に対する苦情が寄せられていること、学校等周辺地域につきましては、登下校時などの児童・生徒、保護者の安全確保の必要性があり、宿泊者の流入により、交通上の安全確保や声かけ、見守りの十分な体制確保が困難となることが予測されること、このようなことから、これらの区域については、制限を設ける必要があると考えたものでございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

住宅宿泊事業者の事業実施の届け出の受け付けが3月15日からと聞いておりますが、住宅宿泊事業の届け出の際の添付書類については、管理規約に住宅宿泊事業を営むことにつ

いての定めがない場合は、提出書類は必要なのか、また、消防法令適合通知書は申請の届け出時に提出が必須なのか、生活衛生課長教えてください。

◎阪口佳弘生活衛生課長

住宅宿泊事業法施行規則により、区分所有などの共同住宅におきましては、民泊が可能と明記された管理規約の写しが必要となっています。なお、管理規約に定めがない場合につきましては、管理組合に住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類の添付が必要となっています。

また、消防法令適合通知書につきましても、本市におきましては届け出の際、添付を求める方針でございます。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

住宅宿泊事業開始に当たって、適切な保険に加入、近隣住民に説明、民泊で発生するごみの取り扱い、衛生管理のための講習会の受講やレジオネラ症対策などの適正な衛生措置、これらの対応について、生活衛生課長教えてください。

◎阪口佳弘生活衛生課長

お答えいたします。

住宅宿泊事業を行おうとする方に対し、適切な保険への加入、近隣住民への説明、ごみの取り扱い、衛生管理対策の重要性など、事業者としての責任ある対応が必要であることを届け出の際などに説明するなど、適切な管理がなされるよう指導していく考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

今回の条例の策定過程も含めて、今回の予算を出すまでのプロセスに疑念を抱くものが多々あります。その施策は効果の検証をしているのかなど、今後は疑念を持たれない条例や施策を打ち出してくださるよう要望し、私の質問を終わらせていただきます。